

平成 28 年度事業報告書

社会福祉法人 結心会
太陽と海の子保育園

◇理念 生きる力が育つ環境保育

◇保育目標 「健やかに育ち、心の豊かな子ども時代を過ごす」

◇概要 理念を元に保育方針に沿って保育計画を立て実行する。

子どもたちが生活し、遊ぶために必要な環境を整え人間形成の基礎としての感性と知性の発達を促す。

心身の健康を推進することが大切と考え、給食は献立表に基づいて調理する。合わせて衛生指導、食育指導を行う。保護者や地域住民と協力連携し、子どもが安全に過ごせるよう、保育を進める。

1. 施設事業運営

(1) 児童の処遇

ア. 園児クラス編成

クラス名	年齢	園児数
うさぎ・きりんぐみ	4歳・5歳	
こあら(2歳)・ぼんだぐみ	2歳・3歳	—
こあら(0歳)・こあら(1歳)	0歳・1歳	
合計		—

(2) 職員の処遇

ア. 職員の構成

園長	1名	パート保育士	2名
主任保育士	1名	パート事務	0名
保育士	2名	産休代替職員	0名
調理員	1名	嘱託医	2名
用務員	名	合計	11名

イ. 健康管理

- ・年1回の職員健康診断を実施
- ・年1回の職員検便を実施
- ・月1回の調理員の検便を実施
- ・月1回の調乳担当職員の検便を実施

ウ. 職員会議

- 行事、保育の打ち合わせおよび園内研修(月1回)を実施
- 給食会議(献立・調理・食育)を実施
- 事故発生防止のための委員会を定期的に開催

(2) 保護者会

ア. 保育参観・懇談会

年1回の保育参観を実施

園内行事を通じて子どもの成長を見届けた

親子面談を実施した

2. 施設事業管理

(1) 事務関係

ア. 会計事務、管理事務

会計 予算内で執行するように注意した

管理 きめ細かな処理に努めた

イ. 児童処遇事務(保育、給食、健康管理)

保育 保育計画に基づいて進めた

給食 献立表に基づいて調理、衛生、食育指導を実施した

健康管理 年2回の内科・歯科検診(別紙記載)を実施した

(2) 設備関係

ア. 備品購入

事務、会計管理を円滑に進めるための備品購入をした

イ. 保育用品購入

日常保育用品に必要な保育材料及び保育に必要な備品を購入した

ウ. 給食用品購入

献立表に基づいて材料の発注、調理し子どもの成長発育の助けとした。

エ. 固定資産物品購入

園の基本財産となる資産の購入は見合わせた

(3) 災害対策

ア. 避難訓練

毎月1回の訓練計画に基づいて実施した

年2回の総合訓練「幼年消防クラブ」を通じて災害に対する意識を高めた

イ.

イ. 防災設備の保安点検

消防設備等2か月に1回の自主点検実施した

ウ. 防災用品の設備(非常用備蓄食品含む)

3. 地域社会との関連

子育て支援交流を行った

行事を通じて、地域にすむ方々や老人クラブの方々との交流及び老人ホーム

慰問などを通じて保育事業への関心、理解を得る機会を持った

4. 会計収支予算書、決算書

予算執行においては各科目が赤字にならないように注意して執行した

法人名 社会福祉法人 結心会

理事長		会計責任者	出納職員

財 産 目 録

平成 29 年 3 月 31 日 現在

別紙4

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
当座	現金手許有価	—	運営資金として	—		24,484
当座預金	青い森信用金庫 大久保支店	—	運営資金として	—		28,750
普通預金	青い森信用金庫 大久保支店	—	運営資金として	—		2,902,035
			小計			2,955,279
事業未収金	八戸市	—	平成28年度 人動費還分	—		108,830
			流動資産合計			3,083,109
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	(太陽と海の了保育園施設) 八戸市六子久保平真川戸3番地1	2008年度	第2種社会福祉事業である太陽と海の子保育園 園舎	8,350,238	8,350,238	
			基本財産合計			
(2) その他の固定資産						
器具及び備品	掲示板他	—	保育所事業の備品	236,773	236,773	
人件費積立資産	定額預金 青い森信用金庫 大久保支店	—	将来の人件費補てんのために積立している預金	—		13,000,000
			その他の固定資産合計			13,000,002
			固定資産合計			13,000,002
			資産合計			10,063,112
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分職員給料他	—		—		1,407,181
職員預り金	源泉所得税他	—		—		50,007
			流動負債合計			1,457,188
2 固定負債						
			固定負債合計			0
			負債合計			1,457,188
			差引純資産			14,607,814

平成 29 年度事業計画書

社会福祉法人 結心会
太陽と海の子保育園

- ◇理念 生きる力が育つ環境保育で、健やかに育ち、心の豊かな子供時代を過ごす
 ◇保育目標 考える力のある子、明るく健康な子、心の豊かな思いやりのある子
 ◇概要 理念を元に保育方針に沿って保育計画を立て実行する。
 子どもたちが生活し、遊ぶために必要な環境を整え人間形成の基礎としての感性と知性の発達を促す。
 心身の健康を推進することが大切と考え、給食は献立表に基づいて調理する。合わせて衛生指導、食育指導を行う。保護者や地域住民と協力連携し、子どもが安全に過ごせるよう、保育を進める。

1. 施設事業運営

(1) 児童の処遇

ア. 園児クラス編成

クラス名	年齢	園児数
うさぎ・きりんぐみ	4歳・5歳	
こあら(2歳)・ぱんだぐみ	2歳・3歳	
こあら(0歳)・こあら(1歳)	0歳・1歳	
合計		

(2) 職員の処遇

ア. 職員の構成

園長	1名	パート保育士	2名
主任保育士	1名	パート事務	0名
保育士	2名	産休代替職員	0名
調理員	1名	嘱託医	2名
用務員	名	合計	10名

イ. 健康管理

- ・年1回の職員健康診断実施を予定
- ・年1回の職員検便を予定
- ・月1回の調理員の検便を予定
- ・月1回の調乳担当職員の検便を予定

ウ. 職員会議

行事、保育の打ち合わせおよび園内研修(月1回)を予定
 給食会議(献立・調理・食育)を予定

(2) 保護者会

ア. 保育参観・懇談会

年1回の保育参観予定

園内行事を通じて子どもの成長を見届ける

親子面談予定

2. 施設事業管理

(1) 事務関係

ア. 会計事務、管理事務

会計 予算内で執行するように注意する

管理 きめ細かな処理に努める

イ. 児童処遇事務（保育、給食、健康管理）

保育 保育計画に基づいて進める

給食 献立表に基づいて調理、衛生、食育指導実施予定

健康管理 年2回の内科・歯科検診（別紙記載）予定

(2) 設備関係

ア. 備品購入

事務、会計管理を円滑に進めるための備品購入、園庭遊具の設備

イ. 保育用品購入

日常保育用品に必要な保育材料及び保育に必要な備品購入

ウ. 給食用品購入

献立表に基づいて材料の発注、調理を行い子どもの成長発育の助けとする。

エ. 固定資産物品購入

園の基本財産となる資産を購入

(3) 災害対策

ア. 避難訓練

毎月1回の訓練計画に基づいて実施予定

年2回の総合訓練「幼年消防クラブ」を通じて災害に対する意識を高める

イ. 防災設備の保安点検

消防設備等2か月に1回の自主点検実施予定

ウ. 防災用品の設備（非常用備蓄食品含む）

3. 地域社会との関連

子育て支援交流を行う

行事を通じて、地域にすむ方々や老人クラブの方々との交流及び老人ホーム

慰問などを通じて保育事業への関心、理解を得る機会を持つ

4. 会計収支予算書、決算書

予算執行においては各科目が赤字にならないように注意して執行

別紙3(③)

理事長		会計責任者	出納職員

補助金事業等収益明細書

(自) 平成 28年 4月 1日 (至) 平成 29年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 結心会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	福祉金事業に係る 利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特 別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						太陽と海の子保育園		
人保連 施設分配金	保 育 事 業	18,000		18,000		18,000		
人戸市 子ども・子育て支援事業補助金		300,000		300,000		300,000		
				0				
				0				
区分小計		318,000	0	318,000	0	318,000	0	0
合計		318,000	0	318,000	0	318,000	0	0

理事長		会計責任者	出納職員

基本金明細書

(白) 平成 28年 4月 1日 (至) 平成 29年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 結心会

(単位: 円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由		合計	各拠点区分ごとの内訳			
			太陽と海の子保育園			
前年度末残高		15,500,236	15,500,236	0	0	0
第 一 号 基 本 金	第一号基本金	8,500,236	8,500,236			
	第二号基本金	0				
	第三号基本金	7,000,000	7,000,000			
	当期組入額	0				
		0				
	計	0	0	0	0	0
	当期取崩額	0				
		0				
	計	0	0	0	0	0
第 二 号 基 本 金	当期組入額	0				
		0				
	計	0	0	0	0	0
	当期取崩額	0				
		0				
	計	0	0	0	0	0
第 三 号 基 本 金	当期組入額	0				
		0				
	計	0	0	0	0	0
	当期取崩額	0				
		0				
	計	0	0	0	0	0
当期末残高		15,500,236	15,500,236	0	0	0
	第一号基本金	8,500,236	8,500,236	0	0	0
	第二号基本金	0	0	0	0	0
	第三号基本金	7,000,000	7,000,000	0	0	0

理事長		会計責任者	出

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

単位
 (8)
 位: 円

資産の種類及び名称	前期末取得価額		当期増加額		当期減少額		期末取得価額		期末取得価額		期末取得価額		備考
	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	
【基本財産(有形固定資産)】													
建物	1	0	0	0	0	0	1	0	8,358,245	0	8,358,245	0	
基本財産合計	1	0	0	0	0	0	1	0	8,358,245	0	8,358,245	0	
【その他の固定資産(有形固定資産)】													
器具備品	2	0	0	0	0	0	2	0	236,773	0	236,773	0	
その他の固定資産(有形固定資産)計	2	0	0	0	0	0	2	0	236,773	0	236,773	0	
その他の固定資産計	2	0	0	0	0	0	2	0	236,773	0	236,773	0	
基本財産及びその他の固定資産計	3	0	0	0	0	0	3	0	8,595,018	0	8,595,018	0	
期末入会費等の償還補助金の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	3	0	0	0	0	0	3	0	8,595,018	0	8,595,018	0	

理事長	会計責任者	出納担当

固定資産管理台帳

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

(単位:円)

資産の種類及び名称	取得 年月日	数量	償却 方法	耐用 年数	償却 率	取得価額	期首繰上額		当期減価償却額		減価償却累計額		期末繰上額		備
							うち国庫補 助金等の額	うち国庫補 助金等の額	うち国庫補 助金等の額	うち国庫補 助金等の額	うち国庫補 助金等の額	うち国庫補 助金等の額	うち国庫補 助金等の額	うち国庫補 助金等の額	
【基本財産】															
【陸 地 (宅) I】															
太陽と海の子保育園 園舎	H17/ 9/ 7		10定額法	9	0.111	12	8,358,235	0	1	0	0	8,358,235	0	1	(三洲園子と洲)
計							8,358,235	0	1	0	0	8,358,235	0	1	
基本財産合計							8,358,235	0	1	0	0	8,358,235	0	1	
【その他固定資産 (有形固定資産)】															
【器具備品】															
指示板	H17/11/30		10定額法	9	0.125	12	128,760	0	1	0	0	128,760	0	1	
レゴ ソフトブロック	H21/ 3/31		新定額法	9	0.200	12	115,024	0	1	0	0	115,024	0	1	
計							234,775	0	2	0	0	234,775	0	2	
有形固定資産計							234,775	0	2	0	0	234,775	0	2	
その他の固定資産合計							234,775	0	2	0	0	234,775	0	2	
固定資産合計							8,592,010	0	3	0	0	8,592,010	0	3	

別紙3(⑤)

理事長	会計責任者	出納責任者

太陽と海の子保育園拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 28 年 4 月 1 日 (至) 平成 29 年 3 月 31 日

社会福祉法人西 社会福祉法人 福心会

(単位:円)

勘定科目		サービス区分		合計	内部取引消去	拠点区分合計
		本部	保育事業			
事業活動による収支	収入	18,000	13,007,690	13,025,690	0	13,025,690
	支出	0	12,707,690	12,707,690	0	12,707,690
施設整備等による収支	収入	18,000	300,000	318,000	0	318,000
	支出	18,000	300,000	318,000	0	318,000
その他の活動による収支	収入	1	3,544	3,545	0	3,545
	支出	0	800,000	800,000	0	800,000
当期末大正資金増減(10)=(9)-(8)	収入	0	800,000	800,000	0	800,000
	支出	0	800,000	800,000	0	800,000
当期末大正資金増減(11)	収入	18,001	13,811,234	13,829,235	0	13,829,235
	支出	0	11,998,099	11,998,099	0	11,998,099
当期末大正資金増減(12)=(11)-(10)	収入	0	3,020,096	3,020,096	0	3,020,096
	支出	0	21,000	21,000	0	21,000
当期末大正資金増減(13)=(12)-(11)	収入	0	7,787,173	7,787,173	0	7,787,173
	支出	0	1,100,370	1,100,370	0	1,100,370
当期末大正資金増減(14)=(13)-(12)	収入	0	1,588,813	1,588,813	0	1,588,813
	支出	0	385,833	385,833	0	385,833
当期末大正資金増減(15)=(14)-(13)	収入	0	5,562	5,562	0	5,562
	支出	0	131,316	131,316	0	131,316
当期末大正資金増減(16)=(15)-(14)	収入	0	340,375	340,375	0	340,375
	支出	0	235,707	235,707	0	235,707
当期末大正資金増減(17)=(16)-(15)	収入	0	156,836	156,836	0	156,836
	支出	0	102,850	102,850	0	102,850
当期末大正資金増減(18)=(17)-(16)	収入	0	8,720	8,720	0	8,720
	支出	17,600	1,266,127	1,283,727	0	1,283,727
当期末大正資金増減(19)=(18)-(17)	収入	0	41,241	41,241	0	41,241
	支出	0	66,621	66,621	0	66,621
当期末大正資金増減(20)=(19)-(18)	収入	0	4,320	4,320	0	4,320
	支出	0	119,730	119,730	0	119,730
当期末大正資金増減(21)=(20)-(19)	収入	17,600	3,633	21,233	0	21,233
	支出	0	280,800	280,800	0	280,800
当期末大正資金増減(22)=(21)-(20)	収入	0	485,422	485,422	0	485,422
	支出	0	8,160	8,160	0	8,160
当期末大正資金増減(23)=(22)-(21)	収入	0	137,800	137,800	0	137,800
	支出	0	118,600	118,600	0	118,600
当期末大正資金増減(24)=(23)-(22)	収入	17,600	14,772,985	14,790,585	0	14,790,585
	支出	401	△ 961,751	△ 961,350	0	△ 961,350
当期末大正資金増減(25)=(24)-(23)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(26)=(25)-(24)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(27)=(26)-(25)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(28)=(27)-(26)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(29)=(28)-(27)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(30)=(29)-(28)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(31)=(30)-(29)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(32)=(31)-(30)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(33)=(32)-(31)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(34)=(33)-(32)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(35)=(34)-(33)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(36)=(35)-(34)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(37)=(36)-(35)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(38)=(37)-(36)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(39)=(38)-(37)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(40)=(39)-(38)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(41)=(40)-(39)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(42)=(41)-(40)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(43)=(42)-(41)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(44)=(43)-(42)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(45)=(44)-(43)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(46)=(45)-(44)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(47)=(46)-(45)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(48)=(47)-(46)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(49)=(48)-(47)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(50)=(49)-(48)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(51)=(50)-(49)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(52)=(51)-(50)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(53)=(52)-(51)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(54)=(53)-(52)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(55)=(54)-(53)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(56)=(55)-(54)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(57)=(56)-(55)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(58)=(57)-(56)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(59)=(58)-(57)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(60)=(59)-(58)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(61)=(60)-(59)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(62)=(61)-(60)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(63)=(62)-(61)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(64)=(63)-(62)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(65)=(64)-(63)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(66)=(65)-(64)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(67)=(66)-(65)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(68)=(67)-(66)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(69)=(68)-(67)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(70)=(69)-(68)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(71)=(70)-(69)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(72)=(71)-(70)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(73)=(72)-(71)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(74)=(73)-(72)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(75)=(74)-(73)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(76)=(75)-(74)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(77)=(76)-(75)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(78)=(77)-(76)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(79)=(78)-(77)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(80)=(79)-(78)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(81)=(80)-(79)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(82)=(81)-(80)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(83)=(82)-(81)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(84)=(83)-(82)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(85)=(84)-(83)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(86)=(85)-(84)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(87)=(86)-(85)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(88)=(87)-(86)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(89)=(88)-(87)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(90)=(89)-(88)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(91)=(90)-(89)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(92)=(91)-(90)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(93)=(92)-(91)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(94)=(93)-(92)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(95)=(94)-(93)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(96)=(95)-(94)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
当期末大正資金増減(97)=(96)-(95)	収入	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0

別紙3 (12)

理事長		会計責任者	出納職員

積立金・積立資産明細書

(自) 平成 28年 4月 1日 (至) 平成 29年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 結心会

拠点区分 太陽と海の子保育園

(単位:円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
人件費積立金	13,000,000			13,000,000	
				0	
				0	
				0	
				0	
計	13,000,000	0	0	13,000,000	

(単位:円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
人件費積立資産	13,000,000			13,000,000	
				0	
				0	
				0	
				0	
計	13,000,000	0	0	13,000,000	

社会福祉法人結心会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業 保育所の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人結心会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を青森県八戸市大字大久保字夏川戸3番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六條 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として選任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七條 社会福祉法第四十一条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八條 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九條 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。この場合において、費用弁償の支給基準は、別に定める。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び会議に出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第十八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、

理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 青森県八戸市大字久保字夏川戸3番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
太陽と海の子保育園園舎 1棟 (392.10 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、八戸市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八戸市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（随機の措置）

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認が必要なければならない。

（保有する株式に関する議決権の行使）

第三八条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第七章 解散

（解散）

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、八戸市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を八戸市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人結心会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 第五条で定める評議員の定数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
の間は4名以上とする。

社会福祉法人 結心会 役員名簿

職名	氏名	就任年月日	任期	代表権の有無
理事長	三浦麻理	平成29年6月29日～平成31年6月	2年	有
理事	林真理子	平成29年6月29日～平成31年6月	2年	無
理事	花生登志	平成29年6月29日～平成31年5月	2年	無
理事	登坂武	平成29年6月29日～平成31年6月	2年	無
理事	岩館孝徳	平成29年6月29日～平成31年6月	2年	無
理事	三浦フチ	平成29年6月29日～平成31年6月	2年	無
監事	大南博康	平成29年6月29日～平成31年6月	2年	無
監事	宮田郁子	平成29年5月29日～平成31年6月	2年	無

職名	氏名	就任年月日	任期	
評議員	木村鶴恵	平成29年4月1日～平成33年6月	4年	
評議員	山崎博康	平成4月1日～平成33年6月	4年	
評議員	嶋脇多嘉男	平成29年6月29日～平成33年6月	4年	
評議員	正部家千代子	平成29年4月1日～平成33年6月	4年	

役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人結心会の役員及び評議員等の報酬等に関し、必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (3) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の取扱い)

第3条 役員等には、定款第8条及び第21条に定める通り、報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、旅費規定に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第5条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を広報することにより行うものとする。

(既定の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附則

この規程は、平成29年8月 日から実施する。